

平成29年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	港湾労働者就労確保支援事業費			担当部局庁	職業安定局		作成責任者				
事業開始年度	平成11年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	建設・港湾対策室		建設・港湾対策室長 吉野 彰一				
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定										
根拠法令 (具体的な条項も記載)	港湾労働法第30条及び雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等	港湾雇用安定等計画(平成26年度厚生労働省告示第120号)						
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理の改善が急務になっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①港湾労働者に対する各種講習 ②港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助										
実施方法	委託・請負										
予算額・執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算の状況	当初予算	94	94	95	95	99				
		補正予算	-	-	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		94	94	95	95	99				
	執行額		89	93	91						
	執行率(%)		95%	99%	96%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		95%	99%	96%							
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	地域雇用機会創出事業等委託費		95	99	委員会の回数増により諸経費が増えたため						
	計		95	99							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 年度	目標最終年度 29年度
	相談援助、講習、雇用管理者研修または派遣元責任者講習を利用した実績のある事業所にかかる当該年度の離職率が、雇用動向調査による前年の全産業の離職率未満 ※例年8月頃公表の雇用動向調査に基づく目標のため、現時点では29年度目標を設定しない。		相談援助、講習、雇用管理者研修または派遣元責任者講習を利用した実績のある事業所の離職率		成果実績	%	-	9	7.7	-	-
					目標値	%	-	15.5	15	-	-
					達成度	%	-	177.2	194.8	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)		厚生労働省職業安定局調べ									

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度	
								年度	29 年度	
	相談援助等を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 93%以上	相談援助等を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合	成果実績	%	98.7	99.3	99	-	-	
			目標値	%	92	92	93	-	93	
			達成度	%	107.3	107.9	106.5	-	-	
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	厚生労働省職業安定局調べ									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	港湾労働者に対する各種講習に参加した者の数		活動実績	人	1,048	1,088	1,223	-		
			当初見込み	人	1,000	1,000	1,000			
単位当たり コスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	本事業執行額 / 各種講習受講者数		単位当たり コスト	円/件	84,743	85,268	77,336	94,617		
			計算式	X/Y	89百万円 / 1,048人	93百万円 / 1,088人	95百万円 / 1,223人	95百万円/1,000人		
政策評価、経済・ 財政再生アクション・ プログラムとの関係	政策	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること(IV-2)								
	施策	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(IV-2-1)								
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標	目標年度	
								- 年度	- 年度	
			実績値	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	①港湾労働者に対する各種講習 ②港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助 我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理の改善が急務になっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。									
	改革項目	分野:	-	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度	
				- 年度			- 年度	- 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-			
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度		
				- 年度			- 年度	- 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										

事業所管部局による点検・改善

事業所管部局による点検・改善				
	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	船舶積卸量等の実績を鑑みれば、港湾労働法の適用対象となる6大港については、国民経済上の重要性が高いことから、貨物の安定的な輸送のため、国費を投入し、港湾における荷役機械の高度化に対応可能な知識及び技能を身に付けた労働者の養成が必要不可欠である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	港湾労働法に基づき、国が実施すべきもの。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	船舶積卸量等の実績を鑑み国民経済上の重要性が高い、港湾労働法の適用対象となる6大港において、荷役機械の高度化に対応可能な労働者の養成を通じ、雇用の安定はもとより、貨物の安定的な輸送を実現できることから、優先度の高い事業となっている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	×	支出先は、ガントリークレーンをはじめとする港湾荷役特有の設備を備えている唯一の団体であるため、随意契約により実施しているところである。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	港湾労働法に基づき指定法人に実施させるものとされているため、国が負担する必要がある。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業目的に照らし、必要経費を精査した上で、契約締結している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業目的に照らし、必要経費を精査した上で、契約締結している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	節約努力によるコスト削減及びメニューの見直しにより、財政支出を削減している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績については、各種講習に対するニーズを把握し、講習に反映することにより目標を達成しており、成果目標に見合ったものとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	業界の事情に精通し、事業実施に必要なノウハウを有している港湾労働法第28条に規定する指定法人に行わせることにより、高い実効性を確保している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みに見合った実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習を行う事業である。 一方、港湾労働者派遣事業対策費は、港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等を行い港湾労働者派遣事業を適正に運営する事業であり、両事業は役割を異にしている。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	厚生労働省	0508		港湾労働者派遣事業対策費
点検・改善結果	点検結果	成果実績においては、毎年度目標を達成しており効果的、効率的な事業が実施できているといえる。また、港湾労働安定協会を港湾労働法における指定法人として指定することについて、「厚生労働省 独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書の中で、検証がなされたが、港湾労使による自主団体として発足した経緯と業務運営の港湾労使による相互チェック機能が働いていること、さらに事業実施に必要なノウハウや、これまでの事業主や労働者に対する各種相談援助の実績、訓練や研修等による港湾労働者の安全性の確保等から、引き続き港湾労働安定協会を指定することが妥当である、とされている。		
	改善の方向性	事業継続		

外部有識者の所見

アウトプットに相談件数を追加し、講習、相談業務は分けて単位当たりコストの記載し、事業効果を検証の上、適正な執行を行うこと。(横田 響子)

行政事業レビュー推進チームの所見

一部
改善
の
事業
内容

より適切な活動指標を設定すること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

改善
年度
内に
検

平成29年度から相談件数を集計し、単位当たりコストの検証など、適正な執行を行う。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	729	平成23年度	662	平成24年度	586	
平成25年度	499	平成26年度	499	平成27年度	511	
平成28年度	510					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



